

保護林制度が変わります (保護林制度の改正について)

時代の要請に
な見直しを行い、
道内の国有林では
合計面積362千ヘクタール
の保護林が設定されて
います。

保護林とは、原生的な森林生態系からなる自然環境の保全や、ぼく達のような希少野生生物の保護、遺伝資源の保存等を目的として、森林を保護している国有林独自の制度だよ！



シマフクロウのヒナ

保護林制度は、大正4年(一九一五)の制定以来、100年以上の間、国有林内の原生的な森林環境の保全に役立ってきました。この間、平成元年には、

保護林制度の変遷

○大正4年 山林局通牒 「保護林設定二関スル件」

- ・学術参考保護林
- ・風致保護林
- ・その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和62年10月～63年12月)

大正時代
昭和初期
高度経済成長
(木材需要拡大)
(公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

○平成元年 林野庁長官通達 「保護林の再編・拡充について」 「保護林設定要領」

- ・森林生態系保護地域
- ・森林生物遺伝資源保存林
- ・林木遺伝資源保存林
- ・植物群落保護林
- ・特定動物生息地保護林
- ・特定地理等保護林
- ・郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討会
(平成20年12月～21年7月)

生物多様性保全の要請
世界自然遺産の保護担保

○平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- ・森林生物遺伝資源保存林の改正(局設定可能)
- ・モニタリング規定追加
- ・有識者による保全管理委員会の規定追加等

保護林制度等に関する有識者会議
(平成26年6月～)

○平成27年 「保護林設定管理要領」制定

- ・保護林設定要領を廃止

今回の保護林制度の改正は、平成27年9月に制定された「保護林制度の改正について」(林野庁長官通知)に基づき、近年の生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法の進歩、保護林の簡素で効率的な管理体制の構築の必要性等踏まえ、既存の保護林の再



大雪山森林生態系保護地域(原始が原)

編を図るものです。現在の保護林は、原生的な天然林を広域に保存する「森林生態系保護地域」をはじめ、七区分が設定されています。新たな保護林制度では、森林生態系や個体群の持続性に着目した、分かりやすく効果的な保護林区分として、三区分に再構

築して保護・管理することになりました。

具体的には、我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする「森林生態系保護地域」、地域固有の生物群集を有する「生物群集保護林」及び希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「希少個体群保護林」の三つです。



第一回保護林管理委員会の様子

保護林再編にあたっては、環境保護の専門家をはじめとする10名の外部有識者からなる「北海道森林管理局保護林管理委員会」を設置し、平成28年6月に第一回委員会を開催して以降、合計3回の委員会を経て、現行の7区分（224箇所）の保護林を3区分（191箇所）に見

直す再編案を取りまとめました。

今後の予定としては、平成29年度は、再編案に沿った形で森林計画の変更などの所要の手続きを行い、平成30年4月から新しい区分での保護林管理をスタートさせることとしています。



キリギシソウ（雌山高山植物保護林は希少個体群保護林に再編されます）

今後、各保護林の実態に即した効果的・効率的な管理体制の構築に向けた取り組みを進め、その内容については、積極的に丁寧な情報発信に努めてまいります。

これまでの保護林管理委員会の内容は、こちらから。

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/policy/conservation/hogorin/index.html>

北海道森林管理局管内における保護林の再編

保護林区分の再構築 7区分 224箇所・362千ha → 3区分 191箇所・362千ha

